

特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業実施要領

	令和2年3月30日県流第784号林政部長通知
一部改正	令和3年3月24日県流第843号林政部長通知
一部改正	令和5年5月11日県流第41号林政部長通知

(事業の趣旨)

第1条 本事業は、輸入品の増大や国内の産地間競争の激化など、特用林産物を取り巻く環境の変化に的確に対応し、岐阜県産の特用林産物の競争力を強化する取り組み等を支援することにより、県産特用林産物の需要拡大を図ることを目的とする。

その取扱は、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「県産特用林産物」とは、岐阜県内の森林原野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くものであって、別表1に掲げるものを指す。

- 2 この要領において「生産」とは、県産特用林産物を栽培、採取等を行うことをいう。
- 3 この要領において「生産物」とは、2に掲げる行為により、生産されたものをいう。
- 4 この要領において「流通」とは、補助事業者等が生産を行う者から直接生産物を入荷し、販売を行うことをいう。
- 5 この要領において「加工」とは、生産もしくは流通を行う者から直接生産物を入荷し、県産特用林産物を除く他の形態に加工することをいう。

(補助事業者等)

第3条 補助事業者等は県産特用林産物を生産、流通、加工を行う者、特用林産生産者で構成された団体、市町村及びこれらの関係者で構成する団体、大学等の試験研究機関その他知事が認める者で、以下の条件を全て満たすこととする。

- (1) 岐阜県内に事業所を有する者。
- (2) 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」第3条各号に掲げる者でないこと。

(補助対象事業等)

第4条 以下に掲げる事業を補助事業等とする。

(1) 国内競争力強化支援事業

① 県産特用林産物の生産販売を促進するための消費者ニーズ調査や県産特用林産物を使用した新商品の開発、大都市圏PRイベントへの出展等の国内の販路拡大を目的とした事業

② 地域の実情に即した特用林産物の生産体制の強化、確立及びその推進等特用林産物の生産振興による活力ある産地づくりの支援を推進することを目的とした事業とし、事業内容は別表2のとおりとする。

(2) 海外販路拡大支援事業

県産特用林産物の海外での商談会への出展や高付加価値商品の海外出展、PR資料作成、バイヤーの招へい等、海外への販路拡大を目的とした事業

- 2 対象となる支出経費は以下のとおりとする。

区 分	内 容
貸金	【国内競争力強化支援事業②に限る】 貸金、技術者給支弁者に係る社会保険料等の事業主負担分を含む。
謝金	事業を実施するために必要となる企画の作成、講習会の講師、専門的知識の提供、資料の整理・収集等について協力を得た者に対する謝礼 ただし、他者に支出する経費に限る
旅費	事業に必要な旅費及び費用弁償
需用費	消耗品費（資機材購入費を含む）、印刷製本費、資料購入費 （ただし、通常の団体運営に伴って発生する事務所の光熱水費その他の経費は除く）
役員費	通信運搬費、筆耕翻訳料、損害保険料、販路拡大に向けた市場調査等の経費、試験に必要な機具機械等の各種保守、設計、分析、試験、加工等に追加で必要となる人的サービスに対して支払う経費
委託料	広告出稿料、コンサルタント、試験、調査、調整、資料作成等に要する経費
原材料費	【国内競争力強化支援事業②に限る】 技術開発、商品開発、情報提供、研修会等に必要なる原料代、部品購入費等
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具、試験器具・機械等の借料及び損料

- 3 補助率は1／2以内とし、補助上限額は1事業あたり以下のとおりとする。
- (1) 第4条第1項(1)①に掲げる事業 1,000千円
- (2) 第4条第1項(1)②に掲げる事業 500千円
- (3) 第4条第1項(2)に掲げる事業 2,000千円
- 4 事業実施期間は、補助金交付決定日から交付決定日の属する年度の2月末日までとする。
- 5 補助事業者等は、提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法・維持管理手法等を用いた結果生じたことに係る責任を全て負うものとする。
- 6 事業内容を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
ただし、補助事業者等が市町村の場合、または事業を効率的に行ううえで必要と思われる業務については委託することができる。
- 7 本事業の補助金を受ける場合は、当該事業に対して国、県、市町村などから他の補助金等を受けることができない。

(事業実施計画書)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、事業実施計画書（様式第1号）を作成し、知事へ提出する。

(補助金交付の内示)

第6条 知事は、前条の規定に基づき補助金等の交付の申請をしようとする者から事業実施計画書の提出のあったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で補助予定額を決定し、補助金等の交付の申請をしようとする者に通知する。

(補助金交付申請)

第7条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、前条に規定する補助金の内示を受けたときは、規則

第4条及び要綱第4条の規定に基づき補助金の交付申請書（要綱別記第1号様式）を作成し、知事に提出する。

2 要綱第4条第1号ただし書きに定める様式は事業実施計画書（様式第2号）とする。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、その内容を調査し、規則第5条第1項により、補助金の交付の申請をした者に補助金の交付決定を通知（様式第4号）する。

（事業実施計画の変更）

第9条 補助事業者等は、前条に基づく補助金の交付決定通知を受けた後に、事業実施計画書に記載されている事項のうち、要綱に定める重要な変更が生じた場合には、要領第4条の規定に準じて、事業実施変更計画書（様式第1号）を知事に提出する。

2 前項に規定するものを除く変更が生じた場合は、軽微変更届（様式第3号）を提出する。

（事業の着手）

第10条 補助事業者等は、前条の規定に基づく交付決定後に事業着手するものとする。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付決定を受ける前に事業を着手する必要がある場合には、補助事業者等は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（進捗状況等報告）

第11条 補助事業者等は、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在における事業進捗状況等報告書（様式第6号）を同年の12月10日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者等は、事業が完了したときは、規則第13条及び要綱第8条の規定に基づき補助金の実績報告書（要綱別記第6号様式）を作成し、知事に提出する。

2 要綱第8条第1号ただし書きに定める様式は事業実績書（様式第7号）とし、事業目的に対する成果を記載した任意の様式を添える。

（事業の確認）

第13条 知事は、当該事業について確認要領に基づく事業確認を行うものとし、補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書（様式第8号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第14条 補助金の交付請求は、要綱第9条の規定により行う。

（効果報告）

第15条 補助事業者等は、事業完了年度の翌年度から3年間にわたり、県産特用林産物の販売実績、輸出実績、事業効果、モニター調査の結果等、事業を実施したことに基づき得られた成果や改善等について、効果報告書（様式第9号）を毎年4月末までに知事に提出する。

附 則（令和2年3月30日県流第784号林政部長通知）

1 この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和3年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は令和5年5月11日から施行する。

(別表1)

きのこ類	しいたけ、なめこ、えのきだけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、エリンギ、まつたけ、きくらげ類、ウスヒラタケ等 (これらを乾燥したものを含む)
その他の特用 林産物	コウゾ、サカキ、ホオ葉、ワラビ、ゼンマイ、ワサビ、タラの芽、フキ、フキノトウ、タケノコ、ヒメタケ、ミズナ、クゴミ、サンショウ、山ウド、アズキナ、なんばん、クサナ、おうれん、クリ、クルミ、ギンナン、トチノミ、竹材、木炭（白炭、黒炭、竹炭、粉炭）木質粒状燃料（オガライト、オガ炭）、薪、木酢液、竹酢液 等

(別表2)

事業の具体的内容

1 特用林産物の情報収集

特用林産物の生産動向、市場動向及び消費動向の情報収集のための会議の開催、調査等を行うものとする。

2 特用林産物経営指標作成普及

地域の実情に即した指向すべき経営の指標を示し、国際競争力を備えた低コスト経営への転換を促進するため、以下の事項について調査、検討会の開催、パンフレットの作成等を行なうものとする。

- (1) 経営実態の把握
- (2) 経営指標の作成
- (3) 経営指標の普及

3 特用林産物作業体系高度化研修等の実施

作業体系の高度化や経営の改善を図るため、以下の事項について生産者等を対象とする研修、セミナー、個別指導等を行なうものとする。

- (1) 新たな栽培方法を取り入れた作業体系
- (2) 高品質種菌の導入
- (3) 品質管理技術の高度化
- (4) 生産・加工及び流通に関する経営の改善

4 特用林産物作業環境改善活動支援

生産者の労働負担の軽減に貢献するため、以下の事項について行うものとする。

- (1) 特用林産物の生産者の労働実態を把握するための調査委員会の開催
- (2) 地域の特性を考慮した「作業環境改善指導指針」の作成及びその普及を図るための生産者懇談会の開催
- (3) 労働軽減に貢献する技術の開発や作業の共同化、分業化による経営システムの改善を図るための生産者会議の開催及び研究調査の実施

5 特用林産物消費者連携強化

消費者との連携を強化しつつ消費の拡大を図るため、以下の事項について行なうものとする。

- (1) 生産体験
- (2) オーナー制度の活用
- (3) 特用林産物に関する情報提供等
- (4) 試食・アンケート調査等による消費者ニーズの把握
- (5) 地産地消推進のための商品開発検討委員会及び普及啓発
- (6) キノコ類等安全対策推進及び普及啓発
- (7) 生産・流通等の情報システム等の構築